

別表 認証基準 [区分: 畜産物、品目: 採卵鶏]

項目		認証基準	
生 産 管 理	1 入雛管理	1.1 雛の導入を介した養鶏場へのサルモネラ侵入防止を図ること	1.1.1 雛は、適切な衛生管理を行っている種鶏場又は育雛場から導入し、サルモネラ検査成績等の生産履歴が添付されているか。
		1.2 雛の導入により伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止すること	1.2.1 入雛に立会い、異常がないことを確認し、記録しているか。
			1.2.2 導入する雛にワクチン投与する場合は、ワクチンプログラムに従って実施し、記録しているか。
	2 飼養管理	2.1 「飼養衛生管理基準」を遵守すること	2.1.1 鶏の健康状態を毎日観察するとともに、死亡羽数をチェックし、その記録が保存されているか。
			2.1.2 鶏に異常があった場合、直ちに獣医師の診断・指導を受け、適切に処置され、その記録が保存されているか。
			2.1.3 抗菌製剤等の要指示薬を投与する場合は、獣医師の指示に基づき投与するとともに、その記録が保存されているか。
		2.2 鶏に給与される飼料及び水は安全性及び品質が確保されていること。	2.2.1 給与飼料について記録するとともに、保存しているか。(5年間)
			2.2.2 飼料及び水に異物混入や腐敗しないよう管理しているか。
			2.2.3 給与する飼料及び水は、サルモネラ汚染を防止したものを使用しているか。
	2.3 飼養環境を適切に管理すること。	2.3.1 適切な飼養密度で飼養しているか。	
		2.3.2 畜舎内の温度、湿度及び換気管理が適切に行われ、その管理記録があるか。	
	3 施設管理	3.1 畜舎を衛生的に管理すること。	3.1.1 「清掃・消毒マニュアル」が作成され、確実に実施され、その記録が保存されているか。
			3.1.2 農場への立入りを制限するとともに出入りが確認できるか。
			3.1.3 畜舎に出入りする場合には消毒又は専用衣・履物等を使用しているか。
		3.2 衛生動物・害虫の侵入防止をすること。	3.2.1 ネズミ等の衛生動物・害虫の駆除を定期的を実施しているか。
		3.3 施設の保守点検、補修を行うこと。	3.3.1 施設の保守点検を適切に行っているか。
		3.4 サルモネラの汚染防止対策を行うこと。	3.4.1 環境からのサルモネラ検査を定期的実施し、その記録を保存しているか。
	3.4.2 サルモネラが分離された場合の対応についてマニュアル化されているか。		
4 集卵管理	4.1 衛生的に集卵・出荷を行なうこと。	4.1.1 抗菌製剤等を投与した場合、出荷制限期間を確認して集卵しているか。	
		4.1.2 集卵時は検卵が行われ、食用不適卵、破卵、重度汚染卵、軟卵等が正常卵と区分されているか。	

項目		認証基準		
5 作業 管理		4.1.3	毎日の検卵記録があるか。	
		4.1.4	集卵された卵は適切な温度管理で保管・出荷されているか。	
		4.1.5	管理責任者は集卵日、出荷日、出荷量を確認し、記録を保存しているか。	
	5.1 作業者の健康を確保すること。	5.1.1	作業ごとの業務が文書化され、管理責任者が業務を把握しているか。	
		5.1.2	作業者の健康状況が把握されているか。	
	6 生産環境	6.1 環境保全の確保をすること。	6.1.1	家畜排せつ物は専用施設で管理されているか。
			6.1.2	処理、保管施設に破損・故障等がないか定期点検し、記録に残しているか。
			6.1.3	悪臭や害虫の発生、水質汚濁の防止の措置を行っているか。
			6.1.4	排せつ物の年間の発生量、処理方法及び数量について記録されているか。
		6.2 農業廃棄物等を適正に処分すること。	6.2.1	容器、塩ビ、農プラ、飼料袋などの分別、保管等処理のルールを定めているか。
			6.2.2	容器、塩ビ、農プラ、飼料袋などの分別、保管等処理のルールに従って適正な処理をしているか。
	7 内部検査	7.1 内部検査を実施していること。	7.1.1	内部検査のマニュアルを定めているか。
			7.1.2	マニュアルに基づき最低年1回内部検査が行われているか。
		7.2 内部検査で明らかになった問題点の改善を図っていること。	7.2.1	内部検査で明らかになった問題を検討し改善策を講じているか。
8 内部研修	8.1 生産者に対して生産管理項目の内容を周知させていること。	8.1.1	個々の生産者が取り組むべき事項やルールを指導するための研修会等を開催しているか。	
9 情報提供	9.1 ホームページや認証マークを活用して情報発信を行うこと。	9.1.1	専用ホームページに登録しているか。	
		9.1.2	認証マークを活用しているか。	
		9.1.3	容器・包装資材等への食品表示は適切であることを確認しているか。	
	9.2 生産情報等の開示請求に対応できること。	9.2.1	フードチェーンの次の段階からの生産情報の開示請求に対応できるか。	
10 コミュニケーション	10.1 問合せ・クレーム処理体制を整えていること。	10.1.1	消費者等の問合せ・クレームに対するマニュアルを定めているか。	
		10.1.2	問合せ・クレーム処理窓口及び担当者を設置しているか。	
		10.1.3	問合せ・クレーム処理窓口の所在を商品への記載又はホームページ等により消費者に伝えているか。	